

**LNG（液化天然ガス）等エネルギー価格の急激な高騰に対する
「電気・ガス価格激変緩和対策事業」による家庭・企業等への政府支援について**

サラエエネルギー株式会社（以下「サラエエネルギー」という）及びサラエエネルギー株式会社（以下「当社」）は、政府支援に基づく「電気・ガス価格激変緩和対策事業」（以下「本事業」）を実施いたします。

本事業は、政府が必要な費用を負担して、都市ガスおよび電気の小売事業者等を通じて、お客さまのご使用量に応じた料金の値引きを行い、急激な天然ガス等エネルギー価格の上昇によって影響を受ける家庭・企業等を支援させていただくものです。

サラエエネルギーおよび当社は、LNG（液化天然ガス）等エネルギー価格の急激な高騰による影響が大きい都市ガス料金と電気料金に対して、2023年（令和5年）1月のご使用分（2月検針分料金）から9月のご使用分（10月検針分料金）について、都市ガス料金は30円/m³（税込）の値引き（サラエエネルギー）を、電気料金は低圧契約：7円/kWh（税込）、高圧契約：3.5円/kWh（税込）の値引き（当社）を反映いたします（※）。なお、お客さまによるお手続きやご連絡は不要です。

（※）2023年10月検針分は支援額が減額となる予定です。

サラエエネルギーは、原料費調整制度に基づく「原料費調整のお知らせ」を毎月公表しておりますが、今回の政府支援を反映した料金単価についても合わせてお知らせしてまいります。

同様に当社では、毎月当社ホームページで公表しています燃料費調整制度に基づく「燃料費調整単価のお知らせ」をはじめ、ご使用量のお知らせやご請求書などで政府支援単価についてお知らせしてまいります。

本事業の詳細については、経済産業省資源エネルギー庁のホームページ「電気・ガス価格激変緩和対策事業」をご覧ください。（<https://denkigas-gekihenkanwa.go.jp/general/>）

当社電気料金（低圧契約）については本支援に伴い電気需給約款の改定を実施します。

当社ホームページ「サラエの電気料金プラン」ページ下部の「電気需給約款」の項をご参照下さい。（https://www.salaenergy.sala.jp/plan/#plan_nenryo）

◇経済産業省「電気・ガス価格激変緩和対策事業」の概要

支援対象期間：

2023年（令和5年）1月のご使用分（2月検針分料金*）から9月のご使用分（10月検針分料金*）となります。

*原則として2月から10月の原料費調整単価・燃料費調整単価が適用される料金が対象となります。

*2023年10月検針分は支援額が減額となる予定です。

対象のお客さま：

①都市ガス 家庭および年間契約量が1,000万m³未満の企業等

②電気 低圧契約および高圧契約（特別高圧契約は対象外）

お客さま毎の支援額：

毎月のご使用量のお知らせ等にて、政府の支援の有無、支援単価等を記載します。ご使用量に支援単価を乗じて支援額をご確認ください。

*お客さまによるお手続きやご連絡は不要です。

*支援額や期間、「電気需給約款」は本事業をもとに変更等の場合がございます。

*LPガス料金は本事業の対象とはなっていません。

◇お客さまからのお問い合わせ先

○本事業に関するお問合せ（本事業事務局の問合せ窓口）

電気・ガス価格激変緩和対策事業 事務局

需要家向け窓口＜フリーダイヤル＞：0120-013-305

全日 9:00～17:00（年末年始を除く）

<特設サイト> <https://denkigas-gekihenkanwa.go.jp>



○上記以外の本件に関するお問合せ（当社グループのお問い合わせ窓口）

窓口会社	対象エリア	主な対象	電話番号
サーラ E&L 東三河（株）	愛知県東三河	対象エリアの都市ガス料金、 電気料金	0532-32-5511
サーラ E&L 浜松（株）	静岡県西部		053-465-1234
サーラ e エナジー（株）		電気供給エリア全域の電気料金	0532-34-3060

以上